

令和 6 年 5 月 2 日

堺市長
永藤 英機 様

堺市同和行政協議会
会長 小堀 清次

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について
(令和 5 年度報告)

令和 5 年 9 月 26 日付け堺ダイ企第 1317 号をもって審議依頼がありました事項について、別紙のとおり本協議会の意見をとりまとめましたので、ご報告します。

【審議依頼事項】

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について
①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について
②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

なお、同審議依頼の「①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について」は引き続き審議を続けるものとする。

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

① 本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

《意見と今後の方向性》

(1) 同和問題の解決に資する事業（啓発）について

（意見）

高齢化が進む中、特に地域の人口の多くを占める高齢者や現在実施している事業で啓発の対象にならない人への啓発を工夫して行ってもらいたい。

（今後の方向性）

ターゲットを意識しながら、高齢者を含む幅広い世代に人権啓発が行きわたるよう、きめ細かな啓発活動に取り組む。

(2) 差別事象に対する罰則規定について

（意見）

啓発だけでできることには限界があるため、市内で差別的な事象を起こした場合に市から警告を受ける等の罰則の規定を設ける必要があるのではないか。

（今後の方向性）

この問題は本市だけでなく、共通課題として国で取り上げることが必要と考えられるため、他の自治体と連携して国での法規制、法整備を要望する。

(3) 地域の実態把握について

（意見）

効果的な取組を行うに当たって、数値や指標などベースになるものが必要であり、そのベースに沿ってどのように効果的な啓発や周知をしていくのかが大事である。その数値や指標となるものとして、人権意識調査とあわせて、いまの地域の実態を見ることも大切ではないか。

（今後の方向性）

地域の実態をふまえた取組を行うため、地域のことを一番よく知る地域住民が持つ問題意識について、情報交換を行い、地域の課題を洗い出したうえで、その課題を解決していくために必要なデータは何なのか、市が保有する既存のデータが活用できないのか等を検討する。

②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

《報告》

(1) 堺市立人権ふれあいセンター愛称募集要項（案）について

- ・令和5(2023)年10月4日の同協議会にて、募集要項（案）について検討。
- ・募集方法についての次のような提案があった。
 - 同センターを広く知ってもらうという意図を含め、市内小中学校へ募集の周知を行ってはどうか。
 - 堺市の公式LINEやYouTube等を活用し、募集を広く告知してはどうか。
 - 応募チラシ等にQRコードを付け、スマートフォンからも気軽に応募できるようにしてはどうか。

(2) 堺市立人権ふれあいセンターの愛称候補の選定について

- ・全国から応募のあった268件（210作品）の中から、事前にセンターの愛称に相応しいと思うものを、委員ごとに3作品程度選定した。
- ・令和6(2024)年2月8日の同協議会にて、各委員が選定した候補作品36点から、協議会から市に提案する愛称候補を以下の4作品に絞り込んだ。
「あいてらすさかい」「リスパーク堺」「ダイバーシティ堺」「Torch堺(トーチ堺)」
- ・会議での主な意見
 - 「リスパーク堺」は、英語表記と日本語表記の両方で応募をしていただいているが、Torch等、英語表記だけのものは、ひらがなやカタカナ併記をしてはどうか。
 - 市内に同様の名称を使用している施設等があるものは避けた方が良い。
 - 「フレアさかい」の案があるが、施設名称が「人権ふれあいセンター」であり、子ども達も「ふれあいセンター」とよく言っているので、「フレアさかい」ではなく「ふれあいさかい」の方がよいのではないか。

堺ダイ企第 1317 号
令和 5 年 9 月 26 日

堺市同和行政協議会会長 様

堺市長 永藤 英機



審議依頼書

堺市同和行政協議会条例（昭和 52 年条例第 44 号）第 2 条第 1 項に基づき、次の事項について審議を依頼します。

記

（審議依頼事項）

同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組について

①本市の同和問題解決に向けた効果的な取組について

②利用者拡大のための堺市立人権ふれあいセンターの愛称募集について

（審議依頼事由）

①本市では、同和問題をはじめすべての人権問題の解決をめざして、「堺市基本計画 2025」に掲げている「すべての施策を平和と人権を尊重する視点をもって進める」という市政運営の基本的な視点のもと、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」及び「第 3 期堺市人権施策推進計画」に基づき、全庁的な人権施策の推進と計画的な総合調整等を実施しています。

具体的には、人権教育や人権啓発、人権に関わる相談、インターネット、SNS 等のモニタリングのほか、社会情勢や時代の変化により多様化する人権課題を精査・把握し、同和問題の解決に向け人権尊重の視点に立った取組を実施しています。

しかしながら、未だ同和問題の解決には至っておらず、インターネット等への差別的書き込みへの対応など、社会情勢の変化に応じた事業展開が求められています。

これらのことから、本市の同和問題の解決に資する施策事業の効果的な取組についてご意見をいただきたく、審議を依頼します。

②人権問題の解決に資するための総合施設である堺市立人権ふれあいセンターの役割や実施している事業を広く周知し、市内外の多くの方に施設を利用していくことを目的に、施設の愛称を公募したいと考えています。

この愛称募集における募集要項や選定方法などについて、ご意見をいただきたく、審議を依頼します。